三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(一)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福井県庁及び勝山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千百八十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年七月十一日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　福井県勝山市野向町聖丸二字水上谷五六の一・五七・四〇字滝ヶ谷四・五の一（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(一)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福井県庁及び勝山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千百八十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年七月十一日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　福井県坂井市丸岡町赤坂四五字市ノ谷一の一から一の一〇まで、女形谷六五字北ヶ谷一から四まで、六六字モクロシ谷一から八まで、一三から二一まで、二二の一、二二の二・二三から二五まで・二七（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）、二八、二九（次の図に示す部分に限る。）
二　指定の目的　水源の涵養
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
六五字北ヶ谷一、二、六六字モクロシ谷一、七、一八、二〇
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(一)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福井県庁及び坂井市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千百九十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年七月十一日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　福井県三方郡美浜町山上一一四号葦谷一（次の図に示す部分に限る。）、一一五号黒壁一の一、一の三、一一六号上ノ谷一の一、一一七号グミノ木谷一、一一八号地獄谷一の一、一一九号田ノ尾一の二〇、一二〇号城山一の一から一の五まで、一の一〇から一の一四まで
二　指定の目的　水源の涵養
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(一)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福井県庁及び美浜町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千百九十一号

肥料取締法（昭和二十五年法律第百二十七号）第十二条第三項の規定に基づき、平成二十五年五月二十四日付けをもって次のように肥料の仮登録の有効期間を更新したので、同法第十六条第一項の規定に基づき告示する。

平成二十五年七月十一日

農林水産大臣　林　芳正

仮登録番号	肥料の名称	名称	住所
仮生第435号	ソイルキーパー特号	片倉チッカリン株式会社	東京都千代田区九段北1丁目13番5

2　保証成分量その他の規格（肥料取締法第4条第1項第3号に掲げる肥料にあっては、含有を許される有害成分の最大量その他の規格）

肥料の名称ごとの保証成分量その他の規格（肥料取締法第4条第1項第3号に掲げる肥料にあっては、含有を許される有害成分の最大量その他の規格）は、次のとおりである。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局農産安全管理課に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千百九十二号

肥料取締法（昭和二十五年法律第百二十七号）第七条第1項の規定に基づき、平成二十五年五月二十七日付けをもって次のように肥料を登録したので、同法第十六条第1項の規定に基づき告示する。

平成二十五年七月十一日

農林水産大臣　林　芳正

1　登録番号、肥料の種類及び名称並びに生産業者の氏名又は名称及び住所

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	氏名又は名称	住所
有効期間が3年であるもの				
生第93347号	液状窒素肥料	5.0液体硝酸ソーダ	住商アグリビジネス株式会社	東京都千代田区西神田三丁目1番6号
生第93348号	混合りん酸肥料	粒状地力土アップ1号	産業振興株式会社	東京都江東区亀戸一丁目5番7号
生第93349号	化成肥料	バーディー有機入り954	ジェイカムアグリ株式会社	東京都千代田区神田須田町二丁目6番6号
生第93350号	成形複合肥料	くみあい粒状固形肥料A178	日本肥糧株式会社	東京都中央区日本橋本町一丁目10番5号
生第93351号	成形複合肥料	くみあい粒状固形肥料A122	日本肥糧株式会社	東京都中央区日本橋本町一丁目10番5号
生第93352号	成形複合肥料	くみあい粒状固形肥料A130	日本肥糧株式会社	東京都中央区日本橋本町一丁目10番5号
生第93353号	成形複合肥料	くみあいマンガンほう素入り粒状固形肥料A188	日本肥糧株式会社	東京都中央区日本橋本町一丁目10番5号
生第93354号	液状複合肥料	P－マックス・L	アグリワークス株式会社	埼玉県越谷市千間台西四丁目14番地22
生第93355号	液状複合肥料	葉ちゃん2号	住商アグリビジネス株式会社	東京都千代田区西神田三丁目1番6号
生第93356号	液状複合肥料	V液肥837	清和肥料工業株式会社	大阪府大阪市中央区備後町四丁目3番4号
生第93357号	液状複合肥料	AGG633液肥	アグリ技研株式会社	福岡県久留米市高良内町654番地の1
生第93358号	液状複合肥料	くみあい微量要素入り複合液肥548号（鉄、銅、亜鉛、モリブデン添加）	くみあい肥料株式会社	長崎県諫早市栄田町8番23号